

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：愛媛国際交流協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 重松 宏和
- (3) 所在地：愛媛県松山市天山1丁目12番8号

2 処分内容

技能実習法第37条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下実習実施者に対する訪問指導を適切に行っていなかったこと、及び傘下実習実施者に対する技能実習計画の作成指導に関し、修得等をさせようとする技能等について一定の経験又は知識を有する役員又は職員にこれを担当させていないことから、技能実習法第37条第1項第1号(技能実習法第25条第1項第2号(技能実習法第39条第3項))及び第4号(技能実習法第39条第3項)に規定する監理許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：瀬戸内アパレル協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 高橋 恭史
- (3) 所在地：広島県府中市高木町 1901 番地 2

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

瀬戸内アパレル協同組合の複数の役員が、実習監理を行う立場にあり、かつ、監査業務にも従事していたにもかかわらず、それぞれが代表を務める実習実施者において、実習認定の取消事由に該当する行為を行い、技能実習計画の認定が取り消されたことから、当該役員らで構成された監理団体について、監理事業を適正に遂行することができる能力を有するものであるとは認められないこと、及び出入国若しくは労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 8 号）及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 3 項）に定める許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：岩根産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 那珂 抄代子
- (3) 所在地：滋賀県湖南市水戸町 25 番地 12

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（17 件）

平成31年 3 月13日認定「認1808043342」「認1808043343」「認1808043344」
令和 2 年 2 月 3 日認定「認1908035985」「認1908035986」「認1908035987」
同年 2 月25日認定「認1908042702」「認1908042703」「認1908042704」
同年11月24日認定「認2008024203」
令和 3 年 9 月22日認定「認2108010342」「認2108010343」
同年11月 9 日認定「認2108014771」「認2108014772」
令和 4 年11月16日認定「認2208018974」
令和 5 年 3 月 2 日認定「認2208034362」「認2208034363」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社大垣重興
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 吉村 巧
- (3) 所在地：北海道天塩郡遠別町字北浜 170 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和元年5月10日認定「認1801009891」「認1801009892」「認1801009893」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社片岡マテリアル
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 片岡 正男
 - (3) 所在地：愛媛県松山市中野町 427 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
令和3年3月17日認定「認 2011005427」「認 2011005428」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び技能等の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていないことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社金中産業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 中嶋 善太郎
 - (3) 所在地：長野県南佐久郡川上村大字原 1159 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和3年11月26日認定「認 2105002812」「認 2105002813」「認 2105002814」
令和4年2月2日認定「認 2105003550」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社賢信サービス
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 内田 信弘
 - (3) 所在地：神奈川県平塚市万田 27 番地の 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）
令和元年12月10日認定「認1904065708」「認1904065709」「認1904065710」
令和3年1月29日認定「認2004055159」「認2004055160」「認2004055161」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社サカイテック
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 田頭 和憲
 - (3) 所在地：大阪府堺市中区大野芝町 146 番地の 3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）

令和 2 年 8 月 25 日認定「認2008014751」
令和 3 年 8 月 30 日認定「認2108008536」「認2108008537」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社坂本興業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 坂本 稔
 - (3) 所在地：青森県三沢市栄町三丁目 140 番地 791 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和3年5月18日認定「認2102000242」

令和4年4月27日認定「認2202000099」「認2202000100」

同年7月12日認定「認2202001542」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社昌栄造建
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 鳥井 智生
- (3) 所在地：静岡県袋井市宇刈 452 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 3 年 10 月 28 日認定「認 2106016705」「認 2106016706」
同年 12 月 8 日認定「変認 2106001390」「変認 2106001391」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社大晃
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 富永 智広
- (3) 所在地：岐阜県安八郡輪之内町中郷新田 2621 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

- 令和 2 年 11 月 2 日認定「認2006025907」「認2006025908」「認2006025909」
令和 3 年 11 月 24 日認定「認2106021808」「認2106021809」「認2106021810」
令和 4 年 5 月 11 日認定「認2206001578」
同年 10 月 13 日認定「認2206017646」「認2206017647」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社トータルシステム
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 梅澤 拓也
 - (3) 所在地：岩手県奥州市江刺岩谷堂字袖山 11 番地 28

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和2年3月23日認定「認 1902013754」「認 1902013755」「認 1902013756」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働基準法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社那珂工業所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 那珂 浩一
- (3) 所在地：滋賀県甲賀市水口町笹が丘 1 番地 6

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（78 件）

平成30年 4月 4日認定 「認 1708005868」 「認 1708005869」 「認 1708005870」
同年 6月 25日認定 「認 1808008583」 「認 1808008584」 「認 1808008585」
同年 8月 28日認定 「認 1808019005」 「認 1808019006」 「認 1808019007」
平成31年 3月 15日認定 「認 1808043336」 「認 1808043337」 「認 1808043338」
「認 1808041102」 「認 1808041103」 「認 1808041104」
令和元年 8月 6日認定 「認 1908014485」 「認 1908014486」 「認 1908014487」
同年 8月 16日認定 「認 1908016858」 「認 1908016859」 「認 1908016860」
令和 2年 2月 3日認定 「認 1908035991」 「認 1908035992」 「認 1908035993」
同年 2月 18日認定 「認 1908042674」 「認 1908042675」 「認 1908042676」
同年 3月 6日認定 「認 1908043687」 「認 1908043688」 「認 1908043689」
「認 1908043690」 「認 1908043691」 「認 1908043692」
同年 6月 1日認定 「認 2008004034」
同年 8月 14日認定 「認 2008010478」 「認 2008010479」 「認 2008010480」
同年 9月 16日認定 「認 2008016933」 「認 2008016934」 「認 2008016935」
令和 3年 3月 16日認定 「認 2008031232」 「認 2008031233」
同年 8月 18日認定 「認 2108007572」 「認 2108007573」 「認 2108007574」
「認 2108007575」 「認 2108007576」
同年 9月 22日認定 「認 2108010341」
同年 11月 8日認定 「認 2108014768」 「認 2108014769」 「認 2108014770」
同年 11月 16日認定 「認 2108015886」 「認 2108015887」 「認 2108015888」
「認 2108015889」 「認 2108015890」 「認 2108015891」
令和 4年 1月 6日認定 「認 2108019993」 「認 2108019994」 「認 2108019995」
同年 4月 11日認定 「認 2108023559」 「認 2108023560」
同年 5月 23日認定 「認 2208002627」 「認 2208002628」 「認 2208002629」
同年 7月 25日認定 「認 2208006908」
同年 10月 24日認定 「認 2208015810」
令和 5年 2月 16日認定 「認 2208032217」 「認 2208032218」 「認 2208032219」
「認 2208032220」
同年 3月 3日認定 「認 2208034111」 「認 2208034112」 「認 2208034113」
同年 3月 6日認定 「認 2208034134」 「認 2208034135」 「認 2208034136」
「認 2208034137」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社ナミヤ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 柳本 奈美
- (3) 所在地：大阪府門真市上島町四丁目 1 番地 F 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

- 令和 2 年 1 月 17 日認定「認 1908036274」
同年 3 月 25 日認定「認 1908046968」「認 1908046969」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社フロンティア
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 雪村 武
 - (3) 所在地：山口県萩市大字江崎 1114 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

平成30年6月20日認定「認1809005179」
令和元年7月22日認定「認1909005639」
令和元年8月5日認定「認1909005319」「認1909005320」「認1909005321」
令和2年8月27日認定「認2009006595」「認2009006596」「認2009006597」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ミゾタ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 溝田 和幸
 - (3) 所在地：広島県廿日市市大野 1441 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和3年3月2日認定「認2009017151」
同年10月14日認定「認2109005437」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社メイソウ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 木下 清二
- (3) 所在地：熊本県山鹿市鹿北町芋生 203 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

- 令和元年10月28日認定「認1913006905」
令和2年11月26日認定「認2013008108」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年9月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び不正に技能実習法第8条第1項の認定を受ける目的で虚偽の技能実習計画を提出したことから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社 MOSC
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川井 裕二
 - (3) 所在地：岡山県倉敷市児島下の町三丁目 13 番 56 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）
 - 平成30年 6 月 8 日認定 「認1809003033」
 - 平成31年 3 月 29 日認定 「認1809030492」 「認1809030493」
 - 令和元年 5 月 10 日認定 「認1809030495」 「認1809030496」 「認1809030497」
 - 令和 2 年 5 月 12 日認定 「認2009000272」 「認2009000273」
 - 令和 4 年 2 月 22 日認定 「認2109011951」 「認2109011952」 「認2109011953」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 9 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。